

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年8月31日

大空町長 松川 一 正



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

女満別地区
東藻琴地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年8月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営対数：

法人	64	経営体
個人	329	経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付する。
- ・農業をリタイア、経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域産業の将来のあり方

- ・生産品目の明確化
- ・高付加価値化
- ・複合化
- ・新規就農者の促進
- ・6次産業化